高石市立公民館利用案内

公民館は、市内に6館あり相互に連携を図りながら「まなぶ」「つどう」「むすぶ」をキーワード に講座・貸館・クラブ活動等の場として、地域住民の生涯学習や地域づくり、教育文化活動等の 応援をしています。

開館時間 休館日

★開館時間

①水曜日から日曜日 午前9時~午後10時

②月曜日

午前9時~12時

★休館日

①火曜日

②国民の祝日

- ③祝日が火曜日と重なるときは、その翌日
- ④年末年始(12月29日~翌年1月3日)

使用時間

★使用時間区分は、次のとおりです。(4区分)

| 区分 | 午前 | 午後① | 午後② | 夜 間 |
|------|--------|---------|---------------|---------|
| 使用時間 | 9時~12時 | 13時~15時 | 15時30分~17時30分 | 18時~22時 |

使用団体

- ★公民館を使用できる団体は、次の条件のすべてを満たす団体です。
 - ①5人以上の団体であること。ただし、取石公民館の音楽室を使用する場合は、 3人以上の団体であること。
 - ②構成員の半数以上が市内在住、在勤、在学者であること。
 - ③代表者が市内在住であること。

使用不可

- ★次のような場合は、公民館を使用できません。
 - ①営利を目的として使用する場合
 - ②特定の政党や宗教を支持したり、反対する場合
 - ③飲食を目的として使用する場合
 - ④申請の内容と異なった使用をする場合
 - ⑤その他管理上支障がある場合

使用申込

- ★使用許可申請書に必要事項を記入し、各公民館へ申し込んでください。
- ★使用申請の受付は、**使用予定日の3ヶ月前から前日まで**です。
- ★申込受付時間 ・水曜日から日曜日は、午前9時から午後5時まで。
 - ・月曜日は、午前9時から12時まで。

使用制限

- ★一般団体及び登録クラブは、原則として週1区分、月2区分しか許可できません。 ただし、連続して2区分を希望する場合は月1日しか許可できません。
- ★登録クラブは、月2区分の使用後、次週以降翌月の使用開始日までの間に 優先使用の曜日(室、時間区分原則同じ)に空きがあり、使用を希望する場合は、 その 週の1区分を使用申請することができます。
- ★一般団体については、月2区分以上の使用を希望する場合は、その使用後、 新たに1区分使用申請することができます。
- ★登録クラブの優先使用許可日の変更(振替)はできません。 ただし、やむを得ない事由(祝祭日、講師都合等)等により優先使用許可日の 変更を希望する場合に、優先使用の曜日(室、時間区分原則同じ)に空きがあると きは、使用申請することができます。
- ★キャンセルの場合は速やかににご連絡ください。

中央公民館(TEL:265-6422) 千代田公民館(TEL:264-0886) 取 石公民館(TEL:260-0550) 羽衣公民館(TEL:265-3227) 東羽衣公民館(TEL:262-8545) 清高公民館(TEL:263-5885)